別紙1（その7）

名古屋市（令和4年8月1日改訂版）

記入例

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（自立訓練）

事業所名称：　〇〇作業所

＊この一覧表は対象サービス分のみ添付で可

新規・変更・終了となる加算　日を記入すること

名古屋市は「三級地」となります。（あらかじめ〇が付いています。）

事業所名称を記入

提供サービス		定員数	定員規模	多機能型等定員区分（※1）	人員配置区分
各サービス共					
訓練等給付費	自立訓練	２０人	[✓ 1] 21人以上40人以下 2．41人以上60人以下 3．61人以上80人以下 4．81人以上 5．20人以下	1．21人以上40人以下 2．41人以上60人以下 3．61人以上80人以下 4．81人以上 [✓ 5] 20人以下	本書は右の施設区分ごとに別葉で作成し提出すること →

サービスごとの定員

多機能型の場合は合算した定員

多機能型の場合は当該サービスの定員（多機能型でない場合は記入不要）

生活介護の単位を複数設定している場合は当該単位の定員（単位を分けていない場合は記入不要）

その他該当する体制等

★：前年度実績に基づいて算定される加算

		その他該当する体制等	適用開始日
	地域区分	1．一級地　2．二級地　[✓ 3] 三級地　4．四級地　5．五級地　6．六級地　7．七級地　20．その他	
	施設区分	1．機能訓練　[✓ 2] 生活訓練　3．生活訓練（宿泊型）	
機生	訪問訓練	[✓ 1] なし　2．あり	
機生	視覚障害機能訓練専門職員配置	[✓ 1] なし　2．あり	
	定員超過	[✓ 1] なし　2．あり	
	職員欠如	[✓ 1] なし　2．あり	
	如	[✓ 1] なし　2．あり	
		[✓ 1] なし　2　あり	
	（別紙7）	1．なし　2．Ⅰ　[✓ 3] Ⅱ　4．Ⅲ	R4. 4. 1
	（別紙10）★	[✓ 1] なし　2．あり	
	（別紙22）★	[✓ 1] なし　2．あり	
	算　（別紙34）	[✓ 1] なし　2．あり	
	（別紙45）	1．なし　[✓ 2] あり	
生	短期滞在　（別紙20）	[✓ 1] なし　2．宿直体制　3．夜勤体制	
生	精神障害者退院支援施設　（別紙20）	[✓ 1] なし　2．宿直体制　3．夜勤体制	
宿	通勤者生活支援　（別紙19）★	[✓ 1] なし　2．あり	
宿	地域生活移行個別支援　（別紙35）	1．なし　[✓ 2] あり	
宿	精神障害者地域移行体制　（別紙42）	[✓ 1] なし　2．あり	
宿	強度行動障害者地域移行体制　（別紙43）	[✓ 1] なし　2．あり	
	食事提供体制　（別紙8）	[✓ 1] なし　2．あり	
生宿	看護職員配置　（別紙21）	[✓ 1] なし　2．あり	
機生	送迎体制　（別紙9）	1．なし　[✓ 2] Ⅰ　3．Ⅱ	
宿	夜間支援等体制（※11）　（別紙23）★	[✓ 1] なし　2．Ⅰ　3．Ⅱ　4．Ⅲ 5．Ⅰ・Ⅱ　6．Ⅰ・Ⅲ　7．Ⅱ・Ⅲ　8．Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 対象人数（　　　）	
機生	社会生活支援　（別紙48）	[✓ 1] なし　2．あり	
機生	就労移行支援体制　（別紙27）★	1．なし　[✓ 2] あり　（　就労定着者数：　２人　）	R4. 4. 1
	福祉・介護職員処遇改善加算対象	1．なし　[✓ 2] あり	
	キャリアパス区分（※3）	[✓ 1] Ⅰ　2．Ⅱ　3．Ⅲ	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1．なし　[✓ 2] あり	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※4）	[✓ 1] Ⅰ　2．Ⅱ	
	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1．なし　[✓ 2] あり	
	指定管理者制度適用区分	[✓ 1] 非該当　2．該当	
	共生型サービス対象区分	[✓ 1] 非該当　2．該当	
	サービス管理責任者配置等（※7）　（別紙53）	[✓ 1] なし　2．あり	
	地域生活支援拠点等	[✓ 1] 非該当　2．該当	

重複算定不可

全ての項目（実施するサービスの区分において対象外の加算項目を除く。）について該当する番号に〇を付ける。

※図形で〇を付けると**位置がずれやすい**ので、必ず印刷プレビューで確認してください。

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

共生型で指定を受けた事業所は「2.該当」に〇を付ける。

地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2.該当」に〇を付ける。

※1　多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした となるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。
　ただし、就労移行支援体制加算については、サービス種類毎または単位毎の利 算定する。
　その場合、「多機能型等定員区分（加算）」には、各サービス種類の単位毎の利用定員を設定する。
　なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分（加算）」が同一の場合、「多機能型等定員区分（加算）」は設定しない。

※2　「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3　「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「２．あり」の場合に設定する。

※4　「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「２．あり」の場合に設定する。

※7　「共生型サービス対象区分」欄が「２．該当」の場合に設定する。

※11　「夜間支援等体制」欄は、日単位で異なる区分の算定ができるため、事業所として該当する区分に〇を付ける。
　Ⅰ又はⅡを算定する場合は対象人数欄に右欄に掲げる設定値を記載する。

【対象人数の設定値】　3人以下　4人以上6人以下　7人以上9人以下　10人以上12人以下　13
19人以上21人以下　22人以上24人以下　25人以上27人以下　28人以上30人